広報ふじ

静岡県富士市平垣279番地
発行所　富士市役所
発行人　富士市長　遠藤脩治
印刷所　加藤印刷所
No.　80
昭和37年2月1日発行

人口の動き

人口総数　48,409　男　24,470
世帯数　9,959　女　23,939
転入　1,523　出生　82
転出　1,260　死亡　30
婚姻　81　離婚　0　死産　9

（昭和37年1月1日現在、住民登録による）

生活の安定と老後のしあわせを

かけ捨てなしの国民年金

四月にさかのぼつて大巾に改善

国民年金がはじまつてから二年有余その間私たちが強くのぞんでいた法内容に近づいた法の改正が行なわれました。

内容は次のとおりですが、未だ加入されていない方は、老後の生活の安定のため一日も早く加入するようおすすめ致します

又加入されていても保険料が未納になつている方は、年金をもらう資格をとるため必ず納期におくれないように保険料を納めて下さい。

保険料のかけ捨てがなくなりました

……三年以上保険料を納めた人が不幸にも死亡した時はその保険料を納めた年数に応じた死亡一時金がその遺族に支給されます

死亡一時金の支給額

3年～5年未満　一五、〇〇〇円
5年～10年　〃　一七、〇〇〇円
10年～15年　〃　二〇、〇〇〇円
15年～20年　〃　二三、〇〇〇円
20年～25年　〃　二六、〇〇〇円
25年～30年　〃　三二、〇〇〇円
30年～35年　〃　四〇、〇〇〇円
35年以上　五二、〇〇〇円

保険料免除者にも年金を支給

……保険料を免除されている人でも一年以上保険料を納めてあれば六十五才から年金が支給されます。

一年～四年まで　五〇〇〇円
四年～七年まで　七〇〇〇円
七年以上　九〇〇〇円

これらの人は七十才以上になれば福祉年金として一二、〇〇〇円支給されます。

希望により六十才から年金支給

年金を受ける資格のある人が希望すれば六十才から減額はされるが年金が支給されます。（普通は六十五才から支給する）

準母子年金がふえた

今までは夫が死んだ母子世帯だけ年金を支給してきましたが父又は子の死亡によつて、祖父母又は姉等が孫や弟妹を養育している世帯にも準母子年金が支給されます。

障害、母子、準母子、遺児年金もらうための年数が短縮された

今までは最低三年間保険料をおさめていなくてはだめであつたが、ひきつづいて一年間保険料がおさまつていればよいことになりました。

遺児年金の額が増額になつた

遺児年金は老令年金の4分の1しか支給されなかつたが今度2分の1に増額されました。

厚生年金などの他の年金制度と通算がみとめられる

一つの年金から職場等の変更によつて他の年金にうつた場合全ての年金制度の被保険者期間又は保険料を納めた期間を計算して各年金制度からそれぞれ年金が支給されます。

これによりどの年金の短い期間であつてもかけすてがなくなりました。

印紙によつても保険料の前納割引ができる

これまでは前納、割引してもらうには市役所に申込み県の認可を得てから銀行へおさめなければならなかつたが五年以内であれば市役所の窓口ですぐに納めることができるようになりました。

まとまつたお金の入る人には便利であるし割引もありますからおすすめ致します。

未支給の年金が遺族に支給される

今までは年金は本人一代限りのものであると解され年金をもらつている人が死んでしまえばたとえ死ぬまでの間にもらえる年金をもらつてなかつた場合にもそれを遺族には支給しなかつたがこれからは遺族に支給します。

以上が改正された主な点をぬきだしてみましたがいくら改善されても被保険者となり保険料を納めなければ年金をもらう資格がとれません。すでに皆さん方は御承知になつていることと存じますが、被保険者となれる人、又保険料の納め方について説明してみます。

被保険者には次の二種類があります

次の二種類とも日本人であり二十才以上であることを必要とする。

①強制適用被保険者

他の年金制度（厚生年金・共済組合等）に全然関係のない人（過去に入つていたが現在は関係のない人も含まれる）

②任意適用被保険者

他の年金制度に加入している人の配偶者又は他の年金を受ける資格のある人・学生

①の強制適用被保険者にあてはまる人は必ず加入しなければならない人です。②の任意適用被保険者の人達は本人が希望すれば加入することができます。

加入するための手続きは市役所に届出すれば（印をもつて）加入することが出来ます。

反対に国民年金に入つている人が会社などに入り厚生年金の被保険者になつた場合には二重にならないよう国民年金からぬける手続きを市役所にして下さい。

加入しただけでは年金はもらえません

加入した時から満六十才まで保険料を納めて始めて老令年金を六十五才からもらうようになります。

納める方法は加入の手続がすめば必ずその人に国民年金手帳がわたされます。その手帳に市役所で売つている国民年金印紙を貼り市役所の検認を受ける。これで保険料が納まつたことになります。

しかし経済的に保険料を納めるのが困難な人には免除されますがただほつておくと本人の損になりますから必ず市役所の係に相談して下さい。

何かわからないことがありましたらお気軽に市役所市民課の窓口までおいで下さい。くわしく説明致します。

国民年金の保険料

有利な前納制度をご利用下さい

期間 被保険者	期日	毎月納めた場合	前納した場合	差引額
毎月100円の人 （34才までの人）	1年	1,200円	1,170円	30円
	5年	6,000円	5,280円	720円
	10年	12,000円	9,310円	2,690円
毎月150円の人 （35才以上の人）	1年	1,800円	1,760円	40円
	5年	9,000円	7,910円	1,090円
	10年	18,000円	13,970円	4,090円

母と子の幸せ守る

"児童扶養手当" 1月1日から実施

父親に死なれた母子家庭には、母子福祉年金が支給されていますが、本年一月一日から新らしく「児童扶養手当」制度が発足されました。

この手当を受けられる者は①父母が婚姻を解消した児童（生別母子世帯）②父が死亡した児童（母子福祉年金受給者を除く）③父が廃疾の状態にある児童④父が生死不明の児童⑤父が一年以上遺棄している児童⑥父が一年以上拘禁している児童⑦父の認知のない児童⑧捨子、迷子で育てられている児童などにそれぞれ支給されます。

ただしこの①から⑧までに該当する者で日本国民でない者やすでに母子年金などの公的な年金を受けているおよび前年の所得が十三万円に児童一人について三万円を加算した額をこえる所得のある場合は支給されません。

この児童扶養手当は月額で
▽児童一人の場合は八百円
▽児童二人の場合は千二百円
▽児童三人以上の場合は、一人増すごとに二百円が加算されます

またこの手当の支払いは最寄りの郵便局で毎年一月、五月、九月の三期にそれぞれ前月までの分を支払いますが本年度は初めてでありますので三月、五月、九月に支払うことになつています。これに該当すると思われる方は至急市役所厚生課で手続きをして下さい。

3月20日までに

個人の事業税の申告

個人の事業税の申告は従来は条例で定められた一部の者について提出していただいたわけでありますが、今度の法律改正により昭和三十七年度からすべての納税義務者から申告をしていただくことになりました。申告の事項は事業の種類、収入金額必要経費、所得等個人の事業税の課税上必要な事項とされていますが、申告して戴くことによつて、事業主控除（従来の基礎控除）の二十万円の外、事業専従者控除（青色申告者八万円、白色申告者五万円限度）、青色申告者の損失の繰越控除、白色申告者の被災たな卸資産の繰越控除、事業用資産の雑損失の繰越控除、同雑損控除が行なわれますが、もし申告されない場合はこれらの控除が行なわれませんから必らずお願いします。申告は三月二十日までですからお忘れなく県税事務所又は市役所へ提出して下さい。

申告書の用紙は二月末日頃に直送いたしますが、お手もとに届かない方は県税事務所、市役所で入手して下さい。

なお申告書を提出した後に所得税の修正確定申告、修正損失申告、更生、決定があつた場合は、提出した日、更生、決定の通知を受けた日から十日以内に再び申告をして戴くことになつておりますから該当の場合は至急用紙を請求して下さい。

なお納付方法につきましては従来どおり令書、納付書を送付しますからそれによつて八月三十一日と十一月三十日に納めて下さい。

昨年から実施しておりますいわゆる低額所得者の減免は本年から申告書とあわせて申請書を提出して戴くことになりました用紙は申告書と同時に送付いたしますから御承知下さい。おわかりにならない点は県税事務所直税課で御問合せ下さい。

贈与税の申告と納税は

2月28日迄に致しましょう

富士宮税務署

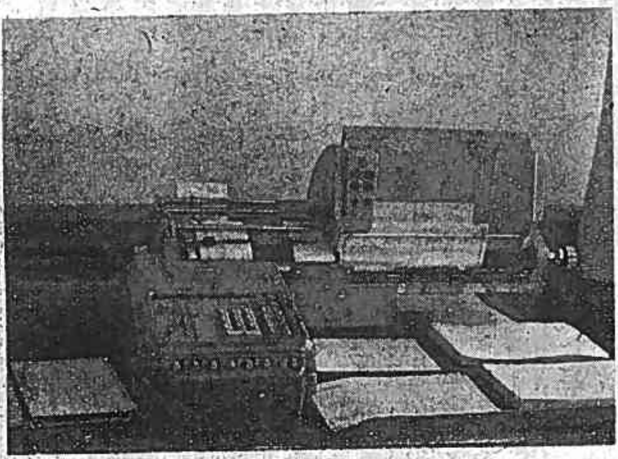

活躍中の会計機

事務の能率はかる

会計機がお目見得

市役所では、このほどスイス製ルフ（RUF）D54－62型会計機という機械を一台購入して計算業務を集中化し、従来の浄書印刷事務と合わせて、総務課浄書計算室が一層充実されました。

今回購入されたこの会計機は、従来、人間が行つて来たいくつかの仕事を自動的に処理する記帳式会計機といわれる複合機械であり(1)記帳作業と算術的な計算作業とを行い(2)いくつかの記録を同時に記帳できる機能を持つており、例えば、水道料金の計算事務ですと給水世帯の量水器検針カードの指針を機械に打込むことにより自動的に使用水量、超過料金、基本料金等を算出し、徴収簿、納額告知書、調定用資料を同時に印字するという仕事をやつてのけるものです。したがつて、事務が迅速化され誤りの多い転記の手数もはぶけるといつた能率的な機械で経費の節減にも結びつくことになります。

給与の支払、国保及び各種市税等の数多い計算、記帳の業務がこの機械にのせられ、今後相当大きな効果をもたらすものと期待できるのであります。

寒波に備え

水道管などに防寒を

愈々一番寒い二月がやつて来ました。もう一度お宅の蛇口、量水器、パイプ等を点検して下さい。

◆露出した部分には、縄、毛布、藁、コモ、ビニールテープ等を巻き、又は箱等で覆い凍結を防ぐよう被護して下さい。

◆凍結したときは、蛇口は下から湯気を立てて温め、露出した管は温湯を繰り返しかけて下さい。何れも急激に加熱するとかえつて故障しますから必ず徐々に加温して下さい。

◆凍結による故障、破損による取替え、修理等に要する費用は、使用者の負担となりますから御注意下さい。

転入・転出は
14日以内に、
市民課窓口に
届出て下さい

タバコは市内で
父さんが吸っているタバコが学校や道路をつくるお金の一部になつているのだよ
ぼくらの学校もタバコの一部で建てたの!!

タバコ消費税は

市税の中約6%を占め
市の大きな財源になつています

◎この広報は、市政のようすを市民の皆さんにお知らせするために、毎月一回発行して全世帯にもれなく配布しています。